

=====**第3章 医療費助成制度**=====

重度心身障害者医療費

- 対象者**
- ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・療育手帳④～Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方
- ※上記の要件に該当する障害者手帳の交付を初めて受けたときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。
- 助成内容** 各種医療保険制度による医療費の一部負担金、入院時食事療養標準負担額の2分の1、生活療養標準負担額のうち食事療養標準負担額相当額(食材料費)の2分の1を助成します。

- ※受給者が加入する健康保険組合から、高額療養費や附加給付等の給付がある場合、又は他の公費等により受けた医療に対し給付がある場合は、それらの給付を控除した額を助成します。
- ※精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、国民健康保険又は社会保険に加入している方の精神科病床への入院に関わる医療費及び食事代の一部負担金は助成対象外です。
- ※差額室料、おむつ代、リース代、文書料、予防接種代、容器代等保険外の費用については、助成対象外です。

《窓口》 各市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

後期高齢者医療の障害認定について

後期高齢者医療制度は75歳から適用になりますが、次に掲げる方については、申請により65歳から適用になります。

- 対象者**
- ・国民年金法施行令別表に定める1・2級に該当する方
 - ・身体障害者手帳1級～3級、4級の一部(音声・言語機能障害、下肢障害の1、3、4号)の方
 - ・療育手帳 ④・Aの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

《窓口》

久喜市役所	国民健康保険課	TEL 22-1111	FAX 22-3319
菖蒲総合支所	菖蒲戸籍市民係	TEL 85-1111	
栗橋総合支所	栗橋戸籍市民係	TEL 53-1111	
鷲宮総合支所	鷲宮戸籍市民係	TEL 58-1111	

小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性特定疾患にかかっている児童等のご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

対象者 (以下の要件の全てを満たすこと)

- ・小児慢性特定疾病にかかっている方
(各対象疾病に対象基準が定められており、その基準に基づき審査が行われます)
- ・埼玉県内(さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く)に住所を有する18歳未満の方(医療受給者証をお持ちの方で18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続手続きを行うことにより、20歳未満まで延長することができます)
- ・何らかの医療保険に加入している方(「生活保護」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付」を受けている場合も対象となります)

小児慢性特定疾病医療の対象疾病

	対象疾患群	疾病の例示
01	悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍など
02	慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症 など
03	慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息 など
04	慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症 など
05	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病 など
06	膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデス など
07	糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病 など
08	先天性代謝異常	糖原病I型、フェニルケトン尿症 など
09	血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血 など
10	免疫疾患	後天性免疫不全症候群 など
11	神経・筋疾患	ウエスト症候群、結節性硬化症 など
12	慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群 など
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、ダウン症候群、マルファン症候群 など
14	皮膚疾患	眼皮皮膚白皮症、レックリングハウゼン病(神経線維腫症I型) など
15	骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症 など
16	脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫 など

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

指定難病に係る医療給付制度

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といい、現在331疾病が指定されています。

指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に指定難病の治療に係る医療費の一部を助成しています。

対象者 (以下の要件の全てを満たすこと)

- ・指定難病にかかっている方
- ・埼玉県内に住所がある方
- ・提出した臨床調査個人票(診断書)が厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用されることなどに同意している方

認定基準

支給認定申請をされた方のうち、次の1又は2のいずれかを満たしている方が支給認定の対象となります。

- 1 指定難病にかかっており、病状の程度が医学的審査の基準を満たしている場合
- 2 軽症者特例に該当する(※ 次の①、②ともに該当する)場合
 - ① 指定難病にかかっているが、病状の程度が医学的審査の基準を満たさない。
 - ② 医療費を考慮する期間において指定難病に係る医療費総額が33,330円(自己負担額ではありません)を超える月が一定の期間内に3回以上ある。

指定難病一覧

平成30(2018)年4月1日現在

1	球脊髄性筋萎縮症	17	多系統萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)
3	脊髄性筋萎縮症	19	ライソゾーム病
4	原発性側索硬化症	20	副腎白質ジストロフィー
5	進行性核上性麻痺	21	ミトコンドリア病
6	パーキンソン病	22	もやもや病
7	大脳皮質基底核変性症	23	プリオン病
8	ハンチントン病	24	亜急性硬化性全脳炎
9	神経有棘赤血球症	25	進行性多巣性白質脳症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	26	HTLV-1 関連脊髄症
11	重症筋無力症	27	特発性基底核石灰化症
12	先天性筋無力症候群	28	全身性アミロイドーシス
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	29	ウルリッヒ病
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	30	遠位型ミオパチー
15	封入体筋炎	31	ベスレムミオパチー
16	クロウ・深瀬症候群	32	自己貪食空胞性ミオパチー

33	シュワルツ・ヤンペル症候群	74	下垂体性PRL分泌亢進症
34	神経線維腫症	75	クッシング病
35	天疱瘡	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
36	表皮水疱症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
37	膿疱性乾癬(汎発型)	78	下垂体前葉機能低下症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
39	中毒性表皮壊死症	80	甲状腺ホルモン不応症
40	高安動脈炎	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
41	巨細胞性動脈炎	82	先天性副腎低形成症
42	結節性多発動脈炎	83	アジソン病
43	顕微鏡的多発血管炎	84	サルコイドーシス
44	多発血管炎性肉芽腫症	85	特発性間質性肺炎
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	86	肺動脈性肺高血圧症
46	悪性関節リウマチ	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
47	バージャー病	88	慢性血栓性肺高血圧症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	89	リンパ管筋腫症
49	全身性エリテマトーデス	90	網膜色素変性症
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	91	バッド・キアリ症候群
51	全身性強皮症	92	特発性門脈圧亢進症
52	混合性結合組織病	93	原発性胆汁胆管炎
53	シェーグレン症候群	94	原発性硬化性胆管炎
54	成人スチル病	95	自己免疫性肝炎
55	再発性多発軟骨炎	96	クローン病
56	ベーチェット病	97	潰瘍性大腸炎
57	特発性拡張型心筋症	98	好酸球性消化管疾患
58	肥大型心筋症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
59	拘束型心筋症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
60	再生不良性貧血	101	腸管神経節細胞僅少症
61	自己免疫性溶血性貧血	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	103	CFC症候群
63	特発性血小板減少性紫斑病	104	コステロ症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	105	チャージ症候群
65	原発性免疫不全症候群	106	クリオピリン関連周期熱症候群
66	IgA腎症	107	若年性特発性関節炎
67	多発性嚢胞腎	108	TNF受容体関連周期性症候群
68	黄色靱帯骨化症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
69	後縦靱帯骨化症	110	ブラウ症候群
70	広範脊柱管狭窄症	111	先天性ミオパチー
71	特発性大腿骨頭壊死症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
72	下垂体性ADH分泌異常症	113	筋ジストロフィー
73	下垂体性TSH分泌亢進症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群

115	遺伝性周期性四肢麻痺	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
116	アトピー性脊髄炎	155	ランドウ・クレフナー-症候群
117	脊髄空洞症	156	レット症候群
118	脊髄髄膜瘤	157	スタージ・ウェーバー症候群
119	アイザックス症候群	158	結節性硬化症
120	遺伝性ジストニア	159	色素性乾皮症
121	神経フェリチン症	160	先天性魚鱗癬
122	脳表ヘモジデリン沈着症	161	家族性良性慢性天疱瘡
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	163	特発性後天性全身性無汗症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	164	眼皮膚白皮症
126	ペリー症候群	165	肥厚性皮膚骨膜症
127	前頭側頭葉変性症	166	弾性線維性仮性黄色腫
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	167	マルファン症候群
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	168	エーラス・ダンロス症候群
130	先天性無痛無汗症	169	メンケス病
131	アレキサnder病	170	オクシピタル・ホーン症候群
132	先天性核上性球麻痺	171	ウィルソン病
133	メビウス症候群	172	低ホスファターゼ症
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	173	VATER症候群
135	アイカルディ症候群	174	那須・ハコラ病
136	片側巨脳症	175	ウィーバー症候群
137	限局性皮質異形成	176	コフィン・ローリー症候群
138	神経細胞移動異常症	177	ジュベール症候群関連疾患
139	先天性大脳白質形成不全症	178	モワット・ウィルソン症候群
140	ドラベ症候群	179	ウィリアムズ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	180	ATR-X症候群
142	ミオクロニー欠伸てんかん	181	クルーゾン症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	182	アペール症候群
144	レノックス・ガストー症候群	183	ファイファー症候群
145	ウエスト症候群	184	アントレー・ビクスラー症候群
146	大田原症候群	185	コフィン・シリス症候群
147	早期ミオクロニー脳症	186	ロスマンド・トムソン症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	187	歌舞伎症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	188	多脾症候群
150	環状20番染色体症候群	189	無脾症候群
151	ラスムッセン脳炎	190	鰓耳腎症候群
152	PCDH19 関連症候群	191	ウェルナー症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	192	コケイン症候群

193	プラダー・ウィリ症候群	233	ウォルフラム症候群
194	ソトス症候群	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
195	ヌーナン症候群	235	副甲状腺機能低下症
196	ヤング・シンプソン症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
197	1p36欠失症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
198	4p欠失症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
199	5p欠失症候群	239	ビタミンD依存症くる病/骨軟化症
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	240	フェニルケトン尿症
201	アンジェルマン症候群	241	高チロシン血症1型
202	スミス・マギニス症候群	242	高チロシン血症2型
203	22q11.2欠失症候群	243	高チロシン血症3型
204	エマヌエル症候群	244	メープルシロップ尿症
205	脆弱X症候群関連疾患	245	プロピオン酸血症
206	脆弱X症候群	246	メチルマロン酸血症
207	総動脈幹遺残症	247	イソ吉草酸血症
208	修正大血管転位症	248	グルコーストランスポーター1欠損症
209	完全大血管転位症	249	グルタル酸血症1型
210	単心室症	250	グルタル酸血症2型
211	左心低形成症候群	251	尿素サイクル異常症
212	三尖弁閉鎖症	252	リジン尿性蛋白不耐症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	253	先天性葉酸吸収不全
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	254	ポルフィリン症
215	ファロー四徴症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
216	両大血管右室起始症	256	筋型糖原病
217	エプスタイン病	257	肝型糖原病
218	アルポート症候群	258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
219	ギャロウェイ・モワト症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
220	急速進行性糸球体腎炎	260	シトステロール血症
221	抗糸球体基底膜腎炎	261	タンジール病
222	一次性ネフローゼ症候群	262	原発性高カイロミクロン血症
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	263	脳髄黄色腫症
224	紫斑病性腎炎	264	無βリポタンパク血症
225	先天性腎性尿崩症	265	脂肪萎縮症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	266	家族性地中海熱
227	オスラー病	267	高IgD症候群
228	閉塞性細気管支炎	268	中條・西村症候群
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
230	肺胞低換気症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
231	α1ーアンチトリプシン欠乏症	271	強直性脊椎炎
232	カーニー複合	272	進行性骨化性線維異形成症

273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	311	先天性三尖弁狭窄症
274	骨形成不全症	312	先天性僧帽弁狭窄症
275	タナトフォリック骨異形成症	313	先天性肺静脈狭窄症
276	軟骨無形成症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
277	リンパ管腫症／ゴーハム病	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／ LMX1B関連腎症
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	316	カルニチン回路異常症
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	317	三頭酵素欠損症
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	318	シトリン欠損症
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
282	先天性赤血球形成異常性貧血	320	先天性グリコシルホスファリジルイノシトール （GPI）欠損症
283	後天性赤芽球癆	321	非ケトーシス型高グリシン血症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
285	ファンコニ貧血	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	324	メチルグルタミン酸尿症
287	エプスタイン症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	326	大理石骨病
289	クロンカイト・カナダ症候群	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	328	前眼部形成異常
291	ヒルシウスプルング病（全結腸型又は小腸型）	329	無虹彩症
292	総排泄腔外反症	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
293	総排泄腔遺残	331	特発性多中心性キャッスルマン病
294	先天性横隔膜ヘルニア		
295	乳幼児肝巨大血管腫		
296	胆道閉鎖症		
297	アラジール症候群		
298	遺伝性膝炎		
299	嚢胞性線維症		
300	IgG4 関連疾患		
301	黄斑ジストロフィー		
302	レーベル遺伝性視神経症		
303	アッシャー症候群		
304	若年発症型両側性感音難聴		
305	遅発性内リンパ水腫		
306	好酸球性副鼻腔炎		
307	カナバン病		
308	進行性白質脳症		
309	進行性ミオクローヌスてんかん		
310	先天異常症候群		

《窓口》 幸手保健所（4ページ参照）

特定疾患医療給付制度

対象となる疾患の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費負担の軽減を図るものです。

対象者 (以下の要件の全てを満たすこと)

- ・対象となる疾患にかかっている方(疾患ごとの認定基準を満たす必要があります)
 - ・埼玉県内に住所がある方
 - ・国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している方
 - ・提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることに同意している方
- ただし、他の医療給付制度で給付を受けている方は、原則としてこの制度の対象となりません。

対象疾患

特定疾患	県単独指定難病
<ul style="list-style-type: none"> ・スモン、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る) <p><u>平成27(2015)年1月1日以降、次の2疾患は新規申請受付を行っていません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎 ・重症急性膵炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本病 ・特発性好酸球增多症候群(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球副鼻腔炎を除く) ・原発性慢性骨髓線維症 ・溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く)

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

指定疾患に係る医療費等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、指定疾患に関する医療の確立、普及を促進するとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする制度です。

- ・先天性血液凝固因子欠乏症等は、入院及び通院について、20歳以上の方が対象です。
- ・健康保険を使って治療をした場合に、その自己負担分は全額が助成されます。

対象者 (以下の要件の全てを満たすこと)

- ・指定の疾患にかかっている20歳以上の方(20歳未満の方は原則として小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となります)
- ・埼玉県内に住所がある方
- ・国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している方

ただし、他の医療給付制度で給付を受けている方は原則としてこの制度の対象となりません。

ただし、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者の方は、20歳未満であっても対象となります。

対象疾患

1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症	7 第Ⅹ因子(スチュアートプラウア因子)欠乏症
2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症	8 第Ⅺ因子(PTA)欠乏症
3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	9 第Ⅻ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症	10 第Ⅼ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)	11 von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病
6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)	12 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

《窓口》 幸手保健所(4ページ参照)

自立支援医療(更生医療)

対象は永続する障がいそのものであり、疾病や外傷の治療を目的とした一般医療とは一線を画すもので、身体障がい者に、日常生活能力や職業能力等を回復・獲得していただくために行う医療です。

また、適用範囲は身体障害者手帳に記載されている障がい内容と因果関係があり、障がいの除去又は軽減が見込まれるものに限定されます。

対象者 18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

内容 生活上便宜を増やすために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を、指定自立支援医療機関で受けられます。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。

(角膜手術、関節形成手術、血液透析療法、じん臓移植手術、心臓手術等)

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

自立支援医療(育成医療)

対象者 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、内臓(心臓・腎臓・小腸・肝臓等)、免疫機能の障がいや肢体不自由が永続的にある18歳未満の児童

内容 現在、身体に障がいがある又は現に疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障がいが残ると認められるお子さんで、手術等の外科的な治療等により確実な治療効果が期待できると認められる場合に、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

ただし、医療の給付は指定自立支援医療機関での治療に限られます。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。

《窓口》	久喜市役所	子育て支援課	TEL 22-1111	FAX 22-3319
	菖蒲総合支所	菖蒲児童福祉係	TEL 85-1111	FAX 85-6840
	栗橋総合支所	栗橋児童福祉係	TEL 53-1111	FAX 52-6027
	鷲宮総合支所	鷲宮児童福祉係	TEL 58-1111	FAX 58-7019

自立支援医療（精神通院医療）

対象者 統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療が必要な方
内容 精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合の医療費の自己負担額を軽減する制度です。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。利用できる医療機関は、指定自立支援医療機関（病院・診療所・薬局・デイケア・訪問看護等）に限られます。

- 申請に必要なもの**
- (1) 医師の意見書(所定の様式)※1、2
 - (2) 健康保険証
 - (3) 印鑑
 - (4) 申請者の個人番号カード又は通知カード(マイナンバーがわかるもの)及び本人確認書類
- ※1 手帳と同時申請の場合は精神障害者保健福祉手帳用の診断書で申請ができます。
 ※2 再認定申請の方は、医師の意見書の提出が2年に1度必要です。受給者証の有効期間は1年間のため、再認定申請手続きは毎年必要となりますのでご注意ください。再認定申請は有効期間の終了する3ヶ月前から手続きを行うことができます。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

心身障がい者(児) 歯科診療

対象者 障がい者(児)、在宅高齢者
内容 障がい者(児)、在宅高齢者の方でも歯科保健医療サービスが受けられるよう、埼玉県歯科医師会の協力のもと、障がい者歯科相談医制度を設けています。
 また、専門的な治療等が受けられる施設として、県内5か所に県立施設障害者歯科診療所を設置しています。さらに、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターでも治療等を行っています。

[県立施設障害者歯科診療所](近隣のみ掲載)

・埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1

TEL 048-781-2222 FAX 048-781-2218

・埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所

〒340-0001 草加市柿木町1215-1

TEL 048-932-1312(歯科直通) FAX 048-932-1312

・埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所

〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-60

TEL 048-466-1434(歯科直通) FAX 048-467-4127

・(社)埼玉県歯科医師会口腔保健センター

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-835-3210 FAX 048-835-3220

〔市内の主な障がい者歯科相談医〕

関根歯科医院	久喜市久喜中央3-9-44	TEL 21-0067
富田歯科医院	久喜市久喜北1-10-12	TEL 23-8841
市役所通り歯科医院	久喜市下早見249-35	TEL 24-3718
あまがい歯科医院	久喜市北青柳1011-1	TEL 21-8811
定岡歯科医院	久喜市青葉3-15-5	TEL 22-8641
とし歯科医院	久喜市河原代732-1	TEL 52-6410
大塚歯科医院	久喜市葛梅1-17-1	TEL 59-0114
歯科小林医院	久喜市栗橋東1-7-13	TEL 52-2275

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

歯科医院への通院が困難な方の相談

病気や障がいがあるために歯科医院への通院が困難な方のための歯科相談窓口を設けています。歯や口腔のことでお困りの方は、下記相談窓口において相談ができます。

《窓口》

1 歯科医院

えんどう歯科クリニック	久喜市吉羽5-5-6	TEL 26-1145
堀部歯科医院	久喜市菖蒲町菖蒲180	TEL 85-0418
とし歯科医院	久喜市河原代732-1	TEL 52-6410
上岡歯科医院	久喜市鷲宮1-9-19	TEL 58-0107

2 行政機関

各地区保健センター(1ページ参照)

訪問歯科診療のご相談

ご自宅や施設・病院にいらっしゃる方で、歯や口腔のことでお悩みのある方は、専任の歯科衛生士が電話でご相談をお受けします。

- ・歯科通院が困難な方への歯科治療のご相談
- ・訪問診療を行っている歯科医院のご紹介

《窓口》 埼葛地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点

TEL 080-1225-8020

午前10時～午後3時(祝日・年末年始を除く)

3章

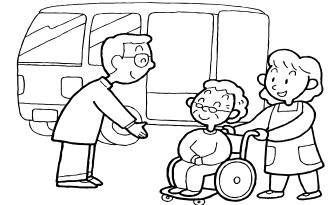
医療費助成制度

訪問看護

かかりつけの医師の診察に基づき、指示を受けて看護師が自宅を訪問し、在宅において療養生活を送れるように、またご家族の負担が少しでも軽減できるように、医療的ケアを中心に様々な援助を行います。ただし、利用の際には、医師の指示書が必要です。

- 対象者** ・病気やけがなどで、家庭において寝たきりの方や看護が必要な方
・かかりつけの医師が訪問看護を必要と認める方
- 内容** ・健康状況の観察と助言(血圧・体温等のチェック)
・日常生活の援助(食事・排泄等の介助、床ずれ予防のケアなど)
・在宅リハビリテーション(体位交換、日常生活用具の利用相談など)
・検査、治療促進のための看護(床ずれの処置、カテーテルの管理など)
・介護者の相談(健康管理と精神的支援、各種サービスの相談等)

- 費用** 保険割合(医療費と同じ扱い)
時間延長や基本時間外利用の場合に加算があります。



《窓口》

- ・久喜市医師会訪問看護ステーション よろこび
久喜市本町5-3-19
TEL 44-8714 FAX 23-8388
- ・済生会くりはし訪問看護ステーション
久喜市小右衛門714-6
TEL 53-6171 FAX 53-6172
- ・新久喜総合病院 訪問看護ステーション
久喜市上早見418-1 久喜総合病院内
TEL 44-8304 FAX 24-6531
- ・訪問看護ステーション コスモス
久喜市東大輪 411-7
TEL 57-1500 FAX 57-1511
- ・よすが訪問看護ステーション
久喜市南2-7-13
TEL 22-7163 FAX 22-7475
- ・(有)わしのみや訪問看護ステーション
久喜市鷲宮6-24-18
TEL 59-6277 FAX 57-4355